

産業廃棄物処分量許可証

住所 佐賀県杵島郡江北町大字上小田1048番地2

氏名 株式会社西村商会
代表取締役 西村 浩彰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和2年（2020年）9月23日

許可の有効年月日 令和5年（2023年）4月12日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
切断	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	切断施設	
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（切断）にある産業廃棄物の種類の全て	
設置場所	神崎市千代田町姉字大二本松1815番2	神崎市千代田町姉字大二本松1815番1、1815番2
設置年月日	平成30年2月16日	令和2年7月20日
処理能力	廃プラスチック類 1.3 t / 日（8時間） 紙くず 1.1 t / 日（8時間） 繊維くず 0.46 t / 日（8時間） ゴムくず 2.0 t / 日（8時間） 金属くず（アルミくず） 1.9 t / 日（8時間） 金属くず（廃電線） 9.2 t / 日（8時間） 金属くず（その他） 4.3 t / 日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 3.8 t / 日（8時間）	廃プラスチック類 12 t / 日（8時間） 紙くず 10 t / 日（8時間） 繊維くず 4.2 t / 日（8時間） ゴムくず 18 t / 日（8時間） 金属くず 39 t / 日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 34 t / 日（8時間）

3. 許可の条件

なし

許可の状況

氏名	株式会社西村商会	許可番号	04127176519
住所	佐賀県杵島郡江北町大字上小田1048番地2	電話番号	0952-86-2208
事務所の所在地	佐賀県神埼市千代田町姉1815番1	電話番号	090-8229-7029
許可内容等			
許可等の種類	年月日	許可番号	許可等の内容
新規許可 変更届	平成30年 4月13日 令和 2年 7月21日	04127176519	中間処理業(切断) 切断施設(令和2年7月20日設置)の追加
変更許可	令和 2年 9月23日		産業廃棄物の種類の変更(金属くずの限定の解除並びに紙くず、繊維くず、ゴムくず及びガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくずの追加)

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。